

令和7年度 第1回太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和7年6月16日（月）14：00～15：40

場 所：太子町役場3階 第2・3会議室

参加者：土屋会長

伊庭副会長

松井委員

内田委員

関戸委員

羽田委員

上簀委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

事務局：政策総務部住民人権課

小角部長

小南課長

筒井課長補佐

楠本副主査

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定業務委託業者

株式会社名豊 濱口

傍聴者：1名

会議次第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 事

（1）第2次太子町人権行政推進プランの取組について

（2）第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（骨子案）について

（3）人権に関する住民意識調査について

（4）その他

4 閉 会

1 開 会

【進行役：小南課長】

お暑い中お集まりいただき、どうもありがとうございます。

時間となりましたので、ただいまから太子町人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本審議会の事務局を預かっております政策総務部住民人権課長の小南でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに審議会の記録、公開用として録音や写真撮影を行いますのでそちらの方、ご了承お願いいたします。

まず配布資料について、お手元の次第の資料一覧によりご確認をお願いいたします。

(資料確認)

そうしましたら、会議を始めさせていただきます。開会にあたりまして土屋会長ご挨拶よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

【土屋会長】

皆様、今日はお集まりいただきありがとうございます。

基本方針、そして、推進プランの策定以降、太子町の人権行政はちょっとずつ、でも確実に取り組み状況を進められているかと思います。

今回の改定に当たりましては、これまでの取り組みの成果を踏まえた上で、皆様に、気づいた点、これまでできたこと、できなかったことを振り返っていただきながら、よりよい内容のものにしていだけたらというふうに思っております。

本日もよろしくお願いいたします。

【小南課長】

ありがとうございました。

本日は委員の皆様全員に出席していただいておりますので、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則第6条第2項により、この会議は成立いたしております。

次に、次第に従いまして、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて、前回の審議会でもご報告させていただきましたとおり、本審議会にてご意見をいただきながら改定していくこととなります。改定に当たりまして、その業務を業者さんに委託して進めて参りますので、今回、委託業者さんも本審議会にご出席いただいております。

株式会社名豊の濱口様です。

【株式会社名豊 濱口】

よろしくお願いいたします。濱口と申します。

【小南課長】

よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

本日の議事はお手元の次第のとおりとさせていただきます。会議時間といたしましては、午後 3 時 30 分終了をめどとしておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それではこれからの議事進行は土屋会長の方にお任せしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 議 事

【土屋会長】

それでは私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。

まず議事の 1 番目、第 2 次太子町人権行政推進プランの取組について、事務局より説明をお願いいたします。

第 2 次太子町人権行政推進プランの取組について

・事務局より説明

【土屋会長】

ただいま、第 2 次太子町人権行政推進プランの取組について、事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【松本委員】

9 番の子どもの人権のところの短期入所支援事業というところなんですけど、先ほど空き家なんかを借りて実施されるというふうにおっしゃられたと思うんですけど、その実施運営主体はどういったところが運営主体になるのですか。部屋を借りてする場合。

【事務局】

運営主体の確認が取れていなかったんですけれども、内容としてはこれまで関連施設ですね、そういった短期入所の施設です。

【松本委員】

放課後デイとか。

【事務局】

そうですね、ショートステイができるところで行っておったところなんですけれども、そういったところでは、すべてのケースに対応できないということで空き家等にも、施設を拡大しまして、実施していると聞いております。運営主体については、確認しておりません。また確認させていただきます。

【松本委員】

太子町で実施されてるんでしょうか。太子町外でしょうか。

【事務局】

こちらについても、また確認させていただきます。

【羽田委員】

ショートステイ、富田林でね、そういうところでやってますっていうのを聞いたことがあります。

【松本委員】

デイサービスでやっておられると聞くんですけど。太子町では聞いてないのと、今回空き家でやられる場合、運営主体がどういったところなのかというふうに。ちゃんと人権が維持できるような運営しておられるのかどうか、そういう引き受けられる団体が、どういう団体なのかっていうのが。

【事務局】

確認しておきます。

【松本委員】

はい。すいません。

【土屋会長】

他に何かございますか。

【羽田委員】

13番の子どもの人権ですが、教育委員会とそれからいきいき健康課と子育て支援課が主になって、こども家庭センターが設置されるということなんですけれども、こちらは太子町内の

どこかに。

【事務局】

こども家庭センターについてですね。今ですとちょっと混同しやすいところであるんですが、富田林子ども家庭センターがあるかと思うんですけれども、こちらは大阪府が設置するものとしまして、太子町も含めて富田林市に設置されておるものになるんですけれども、今回設置されますこのこども家庭センターは、ひらがなでこどもとなっておるものになるんですけれども、こちらは設置主体が市町村で設置されるものになりまして、今年度、役場1階のエレベーターを降りて正面のところですね、今、福祉介護課が使っておるところになるんですけれども、あちらの場所に設置予定のものとなっております。

内容としましては、今まで別々にされておったものになるんですけれども、母子健康福祉の観点と、子どもの観点ですね。そちらを一体化で支援を行っていくというような機能になっております。太子町が設置主体となります。

【松本委員】

子育て支援課が中心になって。

【事務局】

そうですね、メインは子育て支援課が。

【羽田委員】

重なってるんですけど、名前はセンターなんですけれども、そこはそこでそういう部署とどういうふうに組み合わせていかれるのかなと思ったりして。子育て支援課、それから、いきいき健康課、それぞれ連動しているのはよくわかるんですけれどもね。ただその中の、今ある課の中から人材が、都度都度ですか、どういうふうになるのでしょうか。

【事務局】

他の課のことになっててこちらあまり詳しくないんですけど、体制として子育て支援課が充実して、連携は今までどおり、いきいき健康課であったり教育委員会とさらに密にしていくな感じのイメージでは聞いているんですけど。

【羽田委員】

課が残ってそこから人が。それぞれ専属の人がそこに入られてるわけではないんですね。それぞれの課の方から。

【宮前委員】

委託ではないんですね。

【事務局】

委託ではないです。専門職は、その子育て支援課、こども家庭センターとして増やしていこうっていうのを聞いているんですけど。

【宮前委員】

多分、国の方もワンストップで子ども計画、これもそうですけど、ワンストップでいろんな連携してやるようにっていうような計画作りになっているので、それを太子町版でやりますっていうことですよね。

【事務局】

そうですね。こども家庭庁っていうのができて、いろんなところに行かなくてもそこで支援をはじめていくみたいなイメージらしいです。

【宮前委員】

でもきっと、この子ども計画とか家庭庁自身がすごくその権利っていうところを、子どもは権利の主体だっていうところを前に打ち出して、法律自体が。この基本法自体もそうですし、大阪府の計画もそうですけど、子どもの権利っていうところを重きというか、声を聞くとかそういうところをすごく重点にしているところなので、私はこのセンターがそういう役割を果たすのであれば、ちょっとまだできていませんし、これからのところもあるんでしょうけど、ぜひ、こういう人権のプランとかとも連動させながら、多分いろんな措置とか、いろんな支援も、子どものことは子どもの意見抜きでやるなっていうのが基本ですから、意見を聞きながら、子どもの最善の利益っていうところで進めていかれるんだったら一番いいなあと思ってちょっと期待をしてお話を聞いてました。

【事務局】

補足になりますが、プラン改定にあたって、子どもの人権の分野、実際に人権の方からとらえて、どういう支援というか、どのようにしていくのか、という位置付けをこちらのプランの方に書いていくというふうに考えてます。

これは子どもだけではなくて、女性であったり、高齢者、障がい者なども一緒なんですけど、重層的支援体制事業もありますし、困難女性支援事業もあるので、そういった縦割りから、横軸で考えていくっていうのを今回の改定でどう明記するのかが、1つの課題というふうに考えてます。

【谷口委員】

すいません。子どもの権利に関して子どもの支援というのは、小学校、中学校ぐらいまでは、割と充実されてるんですけれども、中学校を卒業してから18歳になるまで、そのあと18歳を超えた子どもたちが、例えば女性の支援に繋がっていくのかどうか、ていうのがこの頃気になってるんです。

中学校を卒業してしまえば、ほとんど子どもたちの姿が把握できない状態になってて、やっぱり困難を抱えてる子どももたくさんいるんですけれども、その支援が十分でないように思うんです。だから、就学、未就学の子ども、それから就学後の子どもぐらいまではずっといろんな支援体制が繋がってきてるんですけれども、中学から高校に上がるなり、ごそっと支援の枠組みがなくなってしまってるんです。

例えば、大学入試に向けて、奨学金を受けるとか、そういうことの相談をどこに行ったらいいのかとか、学校だけでは十分でない。十分でない学校に通われている子どもたちもたくさんいるので、通信制とか、そういうところに行ってる子どもたちにとったら、次の道を切り開くための方法を見つける場も案外少ないように思うんです。その辺の支援体制っていうの、困難女性のところでもちょっと前にもお話したことがあるんですけれども、困難女性の中に、その子どもを養育してる人たちの立場ばかりを困難女性とするんじゃなくて、18歳を超えてそれこそグリ下（ぐりげ）に走らなければならないような子どもたちの支援っていうものの枠組みがあればいいなっていうふうに思ってるところです。太子町としてはその辺いかがでしょうか。

【事務局】

はい。太子町としてはですね、困難女性支援事業に関しては年齢は全く考えていないので、極端な話、0歳から100歳の女性であれば誰でも支援対象となります。そこを見つける手段がなかなか行政にないところなんです。そのアウトリーチをしていく上で、民間の支援機関とか、他の関係機関と一緒に連携しながら発見していくという形を今から築けていけたらという段階です。

【谷口委員】

子どもたちもそういうのを見つけようとしないし、子どもたち自身もそういう情報が入っていない状態になってると思うんですよ。ぜひそこら辺の支援を充実していただければいいかなと思います。

【事務局】

外部に相談できますよと、いうふうな形でこちらも啓発していこうと考えています。

【羽田委員】

すいません。こども家庭センターですけども、そのこども家庭庁なんですけれども、例えば女性の方で、対象はやっぱり住民票を太子町に置いてないといけないんですか。例えば他所の

地域ですごく悩んでいるっていうことが、もしあった場合はどうなんでしょうか。住民票を移さないといけないのですか。

【事務局】

困難女性支援事業は住民票なくても大丈夫です。

【羽田委員】

相談とか。

【事務局】

はい。受けれます。ただ、その方が行政の支援を受けようとする、住民票がないと受けられない場合ももちろんありますので、その方の住民票のある市と連携しながら、最終的にどういう形が一番いいのかっていうのを、行政間同士で支援調整会議というのがありますので、それで連携しながらやっていくというふうになると思います。

実際に太子町の方でも住民票がない方がおられます。そういう方が他市から太子町に入ってきて、住民票は太子町にありませんが、元の市と連携しながら、そういう人がいるという存在は把握して、それを支援調整会議でどういう支援が必要か、という調整をしていくと考えています。

【谷口委員】

太子町でない方を直接太子町の窓口にお問い合わせして、そこからその現在住民票のあるところとの連携をとってくださるということなんですね。

【事務局】

そうです。こちらからもありますし、他市からもあります。

【谷口委員】

わかりました。

【宮前委員】

では困難女性の話で関わってよろしいでしょうか。困難女性の計画をつくられてると思うんですけど、国もそうなんですけど大阪府も困難女性って誰なんだっていう、この定義ってすごく曖昧というか、広すぎて、国とかのモデル事業だといわゆる、まあ、グリ下に、東京とかだと東横に行くような、そのいわゆる若年で性被害にあような方たちのモデル事業とかがあるので、そんな感じなのかなとも思いつつも、でも広いので、0 から 100 歳までっていうところなんですけど、多分、漏れ落ちそうな。先ほどおっしゃったみたいな、なかなか相談機関にたど

り着かないような方であるとか、あるいは、特に日本語が不自由で外国籍の女性であるとか、障がいがある女性であるとか、困難な女性なんで何をもって困難とするのか。定義もすごく難しいんですけど、幅広く。これ要望なんですけど、幅広く、やはり特に人権課題を持つ女性たちへアピールをする。それは媒体もそうですし、日本語だけで周知をしてるとなかなか通じにくいものもありますし。例えば、今回の調査票とかでもひらがなだと、調査票の鑑文とかでもどなたにも多分読みやすく、ルビが振ってあったり、なるべく簡単な言葉で、いわゆる行政の難しい言葉じゃなくて簡単な言葉でされてるような。こういう工夫をちょっとしていただければ、相談にも繋がりがやすいのかなと思いましたので、それをぜひお願いをしておきたい。特に外国籍の方は南河内の方の市町村の話とか聞いてますとやはり増えてるというか、太子がどれぐらいかわかりませんが、富田林の辺りもそうですし、狭山のあたりとかでも。うち研修の相談を受けたりもするのでやはりその住民さんが増えていって、いろんな軋轢も含めて市役所の問い合わせも含めて、増えているっていうことも聞いていますんで、ぜひそのあたりをちょっとお願いしたいっていうのが1つありますのでよろしくお願いします。

【事務局】

困難女性支援事業の基本計画ですけども、そちらの方は前年度に太子町で策定しまして、第2次太子町男女共同参画推進計画の一部として策定してます。その中でも、困難女性という定義が一番難しいところで、定義をしてしまうとその人しかできなくなってしまうので、太子町の場合では誰でもとしています。具体的に言いますと、人権課題がある人っていうのは何らかの問題を抱えてる、困難な問題を抱えてる状況というのが多いので、例えば人権課題が複合的にあるのであれば、困難女性としてとらえますし、女性本人が私は困難ですよ、と言うたらその時点で困難女性として相談を受けるという形にしています。その上で適切な支援機関に実際繋いでいきます。困難女性支援事業で女性相談支援ができるのは、その困ってる女性への支援をどうコーディネートするか、というふうになってくるので、いかに広い範囲で人権課題の1つととらえ、いろんな人権課題がある中で、適切な関係機関につないでいくというような形で、太子町では今動き出してるところです。

【土屋会長】

ほか、いかがでしょうか。

【伊庭副会長】

いろいろ話出てるんですけど、実際に事例は太子町であったんですか。

【事務局】

相談としてはありますね。

【伊庭副会長】

何か解決したり、どないしたという実績はあるんですか。

【事務局】

解決ってなかなか難しいんで、何らかの機関につないだってということで、動いていってるところです。

【伊庭副会長】

例えば、子どもが1人で今晚寝るところもないって言ったらどこかつなぐところあるんですか。

【事務局】

そうですね。他の関係機関と連携しながらつないでいきます。

【伊庭副会長】

だいたい富田林ですか。

【事務局】

近隣だったら富田林子ども家庭センターに相談することもありますし、女性という観点からは大阪府女性相談センターに相談することあります。

【伊庭副会長】

その施設はそのときに間に合うんですね。

【事務局】

実際のケースで言いますと、大人の女性と子どもと一緒に即保護っていう例はあります。できたら、相談につなぐ、相談に来ていただけるっていうのを、太子町としては相談の窓口がありますよ、間口が広がってますよっていうのを周知していくのが今のところ大事なと考えています。

【伊庭副会長】

全然そういうのがあることも知らずに、相談も何もしてないっていう人らも結構おるということなんですね。

【宮前委員】

だからやっぱ届けていくっていうことも、周知が大事。こういうところがあるよってわかれば多分行ってもらえるので。意外と私は、件数が多いなと思ったんです。増えてきてるなって

というのがありましたので、これをどう評価するのか。いいことだと思うんですけど。

【事務局】

この増えてくるのは、実際に周知が行き届き始めてるから増えてくるのかと思います。多分もともとあったものが、まだまだこれから出てくる。今、出てきてないというのが実態かなと思います。

【伊庭副会長】

だいたい、そういうのを見守るのは、隣近所の人が見守るということですね。そういうことは、皆さんに周知徹底したほうがいいってことですね。

【事務局】

はい。

【伊庭副会長】

いや昔、民生委員してたときに見守り見守りって言われて、ひとりの民生委員でどれだけ見守れんねんって言うたことがあって。僕は町内会でその総会のときにしゃべる機会があるんですけども、そんなときは皆さんが見守ってくださいっていうことをはっきり言うんですけど、そういうことになっていってるんですよ。みんなそういうことが周知徹底できていってるんでしょうか。

【事務局】

困難女性の相談支援であれば、民生委員児童委員協議会でも紹介させていただいて存在を知ってもらっているところです。

【宮前委員】

例えば、ひとり親家庭の相談件数とか、成果指標の4件から令和6年度61件という非常に多い伸びですので、次の計画を策定するときにはそのあたりの、これ別にひとり親家庭が爆発的に増えたってことはないですよ、掘り起こしができたっていうことではあるかと思いますが、そのどのように掘り起こしたか、ぜひそのあたりを分析していただけると。びっくりしたんで。4から61かと。それも落ちないんですよ。51、コロナのときもあんまりなくて。それだけ潜在的にしんどい人がいたということでしょうから、その辺りのところを、ぜひ何でなのかなっていうことを教えていただけると嬉しいです。

【谷口委員】

10番の子どもの人権ところで、スクールソーシャルワーカーさんのところは進んでるんです

けども、相談が数か月先の予約になってしまうというほどの。スクールソーシャルワーカーさん週1回ですね、各学校。その上でワーカーさんの確保がなかなか太子町は難しいっていうふうに聞いてるんですけども。その原因っていうのはやっぱり地理的な問題なんでしょうか。ワーカーさんの数が確保できてるのかどうか。例えば、女性の人権のところもそうですし、子育て支援課もそうですし、具体的にその支援を進めていく現場の人の人材確保。町としては確実にできてるんでしょうか。

【事務局】

ちょっとこのスクールソーシャルワーカーさんのところは関係課の方に確認させていただきます。

【谷口委員】

ここに書いてあるんですよ。スクールソーシャルワーカーさんから、例えば困難な女性を繋いでもらうとか。中学校から高校とかに行く場合、中学校でこんな困難な子どもがいましたよっていう。そういう事例を繋いでいって、そういう形の中でキャッチできる。少しでもキャッチしていけるんじゃないかなっていうふうに思ったので。

【宮前委員】

相談自体なかなか予約しにくいんですよ。他の市町村でも。

【谷口委員】

他でもそうなんですか。

【宮前委員】

スクールソーシャルワーカーさんだけでなく、スクールカウンセラーさんとかも。悩むお子様と保護者多いので。

【谷口委員】

現場ではなかなか繋がらないんですね。

【宮前委員】

私も子どもいるのでそういうのも相談をかけたとかもしますけど。

【谷口委員】

やっぱりいっぱい来て。どこもそうなんですよ。太子町だけじゃない。

【宮前委員】

それはもちろん体制のところもあると思うんですよ。そもそも、悩んでいる、不登校の子も多いですし、いろんな、しんどい子も、発達障害とかも多いですし、相談自体は多いんだと思います。

【谷口委員】

相談件数自体が多いってということですね。

【宮前委員】

相談したい人自体が多い。だから、その体制をまた確認されたらいいと思いますけど、なかなか追いつかない。

【土屋会長】

ほかいかがでしょうか。

【宮前委員】

1つだけお願いなんですけど。プランの取組資料1の30のところの障がいのある人の人権の就労支援のところですよ。今回、内定者がお二人いらっしゃったということなんですけど、なかなか就職先が少ないということで課題として書かれておられます。どこも高齢になるほど就職先が少ないってことは障がいのある方で、高齢者の方なのかなあとは思ったんですけど、なかなかこの課だけでやっていると大変なので、困難なケースっていうのは大阪府にあげることができるので。大阪府にあげて広域でそういうことを調整してくれる機関がありますので。具体的には大阪府の調整会議の方にあげられて、C-STEP 大阪というところがその調整をされておられるので、ぜひそういったところもご活用されると。ただなかなかちょっと、大阪市内の求人票だったりすること多いんですけど。たまたまこの近所であれば、その方に応じたお仕事が結構あるかもしれない。私も話聞いて、求人が80歳ぐらいまでは紹介をすることがあります。どうしても清掃とかになってきますけど。でも、ある程度の大きい企業さんへのご案内をしていただけるので、ぜひ他のところでも活用していただけたらと思いますのでお伝えいたします。

【土屋会長】

ほかいかがでしょうか。

では、事務局の方で調査していただいて、また回答の方お願いするということで次に進めさせていただきます。

引き続き、議事の2番目に入ります。第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（骨子案）について、事務局より説明お願いいたします。

第2次太子町人権行政基本方針および推進プラン改定版（骨子案）について

・事務局より説明

【土屋会長】

ただいま第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（骨子案）について事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見ございましたら、ご発言お願いいたします。

【宮前委員】

よろしいでしょうか。ちょっとご質問させてください。この資料5の裏面のところの、推進プラン改定の3つの視点というのが下の辺りにありまして、この③の子どもにも伝わりやすいプランという、この視点がありますが、どうも私の中で腑に落ちないんですけど。2つ目の黒ポツはなるほどと思うんですけど、1つ目の黒ポツがここなのかなと思うんですけど、置く場所が。進行管理の仕組みを整えたプランづくりが子どもに伝わりやすいプランになる。場所が違ふかなと思ったので、どっちかっていうと系統だったというか、そういったプランにしますみたいな項目なのかなと。あるいは実効性の高いプランというところに入る内容なのかなと、そう思いましたのでちょっとご検討をお願いしますっていうことが1つと。せっかくなので、子どもにわかりやすいプランっていうことで書いてあるんですけど子どもだけではなくて、先ほどの外国籍の方とかもありますので誰にでもわかりやすいプランというふうにしていただければ。レイアウトだけではなくて文章表記表記もですね。もしかしたら、ただ行政のもので、ある程度は、ちょっと四角四角した文章にはならざるをえないんでしょうけど。概要版とかやさしい版みたいな形で誰にでもわかり版みたいなものをご検討いただければと思います。というのも先日、識字日本語教室とかの関係の調査を見ると、いわゆる、識字日本語教室みたいなところに行かれてる方だけが読み書きできないのかというと、意外と若年の方、16、17、18とか、20代前半の方で文字の読み書きが読めるけど、難しいの読まれへんとか。不自由してらっしゃって、やっぱり長期の不登校とかひきこもりをしていると、学校自体に行けてないので、なかなか読み書きが十分じゃない子がいるっていうような調査結果も見たことがありましたので、外国籍の方とかだけではなくて、みんなにわかりやすいっていうところ、多分これが広報の、周知の1つのものだと思いますので、内容もちょっと気をつけて作っていただけると嬉しいなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。皆さんにお渡ししてますプランで大体100ページぐらいあるんですけども、そちらを本編としまして、概要版というものも併せて前回も作っておりまして、それで8ページ程度のもの、内容を要約したようなものがあります。またそちらも活用しながら、今おっしゃっていただいた、誰にでも伝わりやすいプランというところで改定していければと思います。

【土屋会長】

ほかいかがでしょうか。

【伊庭副会長】

いいですか。住民にはやっぱりある程度知る権利もあるし、その2度手間、3度手間をかけられるのは嫌やという、拒否する権利もあると思うんです。例えば役場の窓口来て、ちょっと質問したら一覧表みたいのが見れて、これとこれとこれに該当しますので、これとこれとこの書類を持ってきてください。誰が見ても誰が言うても同じ答えが出るようなシステムづくりというのは考えられてるんですか。これは人権には関係ないかもしれませんが、住民の知る権利とかそういうことに関しては重要だと思いますし、何回も役場に来なあかんというのもちょっと困るし、それがあつたら役場に対する反感を持つ人の数がちょっとでも減るんじゃないかな、と私は思うんですけれども。そういう動きっていうのはあるんでしょうか。僕も何回か役場の窓口で怒鳴りつけたことがあるんですけど。それは人権では関係ない話ですね。せやけど、その辺も人権ということを広く考えたら、その辺にも関係するんじゃないかなと、僕は思うんですけどね。

【事務局】

いろんな課がよく出るパターンみたいなのは多分用意してるのが多いんですけど、やっぱりそれぞれ住民さんによって求めるものであったりとか、ちょっとケースによって違うとやっぱりその場での説明とかになってしまったりして、不便をかけてることはあると思います。

【伊庭副会長】

それが言葉の説明やったら言った言わんとか、言い漏らしたとかあると思うんです。それが一覧表みたいなのがあって、誰が見てもこれやというようなものがあれば、スムーズにいくかなと思うんですけどね。ちょっとそれをこれにひっかけて思ったので。

【事務局】

また、それぞれの課で考えておきます。

【土屋会長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどのご意見でも、だからこそ人権でも、各課の参加とかできるだけ連携して横で繋がってっていう、それがすごく大切になるんだろうなと改めて感じた次第です。ありがとうございます。

それでは引き続き議事の3番目ですね、人権に関する住民意識調査について、事務局より説

明をお願いいたします。

人権に関する住民意識調査について

・事務局より説明

【土屋会長】

ただいま人権に関する住民意識調査について事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見がございましたらご発言の方をお願いいたします。

【宮前委員】

いいでしょうか。結局、総数何人に送られるのでしょうか。

【事務局】

総数につきましては、6月1日時点で16歳以上の方を無作為に抽出しまして1,000人ですね。参考までに申し上げますと、前回5年前のときも16歳以上の方、1000人を無作為に抽出しまして、そのときに返ってきたのが410件、%ですと41%になります。

【上籾委員】

資料の6が分かりやすく読みやすいですけど、質問なんですけど、この1枚目の部分だけがわかりやすくの説明でこれがつくだけで、あとはこれで。

【事務局】

そうです。こちらに資料6と資料7を同封して送るような形で想定しております。

【上籾委員】

中まではやっぱりなかなか難しいかと思いますけれども。この一番最後の自由に書けるところの、わかりやすく書きやすく、せめてチェックで伝えるていうのも、書いてでも何か伝えられる場所があったらなんて思うので、せめてこの一番最後、12ページだけでもちょっと工夫していただければ声が拾いやすいかなとは思いました。

【事務局】

例えば字を大きくしましてルビをふるですとか。

【上籾委員】

人権課題とかまでは言葉がちょっと難しかったりはするけど、困ってることや悩んでることありませんかっていうような、ちょっとやわらかい言葉を使っていたりとかすると声が

拾いやすいかなと。お願いします。

【宮前委員】

人権課題って言われるとよくわからない。人権上問題だなと思うとか、悩んでいるとか。人権上問題だと書くとかなり書きやすいと思います。

【羽田委員】

この問 18 番については余計難しいと思います。

【宮前委員】

高尚過ぎて。

【宮前委員】

逆に私が外国の人の立場だったら、私自身困っていることとか助けて欲しいことだったら書きやすいんですけど、こういう形で言われたらなかなか難しい。

【事務局】

ありがとうございます。12 ページのところにつきましては簡単な日本語を使いまして、できる限り、人権課題ですとか人権教育啓発ということを簡単な言葉に置き換えた形でまた設定させていただければと思います。

【宮前委員】

人権課題、今後の人権教育啓発って言われると大きすぎて物申しにくいというか。だからその人権を例えば守っていくとか、より安心安全に暮らしていくために太子町にして欲しいこととか、こんな望むことがありませんかみたいな、ちょっとこれを砕いていただけたら。17 は理想だけど 18 はハードルが高い。意外とでも前回調査のときも書いてらっしゃるので、そうしていただければ嬉しいです。

【松井委員】

これ前回もそうだったんですけど、内容は前回 5 年前と比較するため同じ内容でしたか。

【事務局】

はい。基本的にはおっしゃっていただいたとおりです。5 年前の意識の変化を見るということで基本的には同じ設問にしておるんですけども、例えば問 11 ですね、人権に関する法律ですとか条例等どれぐらい知っていますか。という設問につきましては、前回令和 2 年の実施時点でなかったような、例えば (11) の大阪府条例ですね。こういったものは制定されており

ませんでしたので、こういったものは追加したりですとか。同じく問 11 について、よく知っている・名前は知っている・知らないと 3 段階になっておるんですけども、前回のときは知っているか知らないかの 2 択だったんです。そういったところはやはり知っているだけですと名前だけ知ってるようなところで、知ってるにも度合いがあるかと思いますので、そういったところはより細かく聞いてるようなところもございます。前回聞いておりました今回聞いてないという設問はないという形になります。ほかにも追加ですとかちょっと文言修正しておるといふのみになります。

【松井委員】

これはこういう調査のやり方で結局、同じ人にはいかない可能性は十分考えられますよね。

【事務局】

そうです。前回も無作為に抽出しておりますのでまた同じ人にあたる場合もあれば、前回当たってなかった人が今回当たるというケースもあります。

【松井委員】

5 年経って全く別の人にいったら内容はほぼ同じだということで、仮に全員返ってきたときは、例えば 400 人全員が違う人から返ってきた場合、それは今の時点での答えた人の内容が出てくるということなんですよね。

【事務局】

主に統計の話にはなってきますが、太子町の人口規模でいいますと 1 万 2 千人ぐらいの数字だと思うんですけども、以前にもそういった統計の観点でですね、関西大学の内田教授にアドバイスをいただきました。この 1 万 2 千人の人口規模でしたら 400 取ればですね、精度としまして 90% 程度ぐらいの数字で抽出できるというところをお聞きしております。例えばこの精度を高めようと思えば、400 がさらに、例えば 1000 とかの精度をとったら 95% とかいう数字になってくるんですけども、概ね 400 の数字でこれが前回回答していた人かどうかにかかわらず、全体の母数が 400 程度取れば、概ね太子町全体の、当然ちょっと差は出てくるかと思いますが、太子町の全体の意識調査という点では数字としては問題がないというお話をいただいております。

【松井委員】

仮に 5 年後にまた調査するとしたらこの問いかけはずっと同じやつで、比較になるけれども、もうガラッと変えてしまうということはないんですか。

【事務局】

今回の改定に当たりましては、前回ベースのもので住民意識調査を行う予定でおるんですけれども、太子町としまして人権に関する意識調査をしたのがちょうど5年前が一番初めだったんです。それがベースにございましたので、今回の改定に当たりましては、前回からの経年変化を見るということで、ほぼ同じ内容にさせていただいております。今から5年後につきましては、当然、推進プランと基本方針の方も計画期間を迎えますので、そのタイミングではこの住民意識調査をまたベースとするか、その時点で新たに作り直すような形になるかと思います。

【松井委員】

わかりました。

【土屋会長】

ほか何かございませんでしょうか。

【伊庭副会長】

僕の中でこの人権っていう定義が全然定まってないんですけれども、人権て何やねんっていう。頭の中でこれをずっとやっていったら、この順番に答えていったら、人権って大体こんなことを聞いているのかなということがわかるんですかね。人権の定義を明確にしとかんと、これ何、どういう意味で答えたらいいのかなという。僕だったら最初、問題を見てそれに答えるんかわからないけど、根本に戻って人権って何やねんっていうことになったら分かれへんね。

【事務局】

人権の定義の部分でいきますと、人権という言葉に対して住民さんによって、例えば、今のご高齢の方の世代ですとか、今の若い方の世代の人権のとらえ方というのはかなり違う部分が出てくるかと思うんです。そういったところも踏まえまして、人権に関する意識調査で、そういった世代の人権のとらえ方も変わってこようかとは思いますが、人権に関する傾向といいますか、捉えればなと思っておりますので、あえてそこまで具体的な書き方で書いていないというところではあります。

【伊庭副会長】

ということは、これ何に向かって答えを求めていってるのかようわかれへんちゃうかなと思う。それぞれの設問についての答えはするかもしれへんけども、それでどないしたんっていう話になれへんかな。

【上簗委員】

私が見させていただいた感じ、気持ち、感覚としては、何て言うかな、つい、どれが正解かなんてアンケートしてしまいがちだけど、その正解不正解とか目的も、その答える方が目的を

意識せずに答えるっていうのも大事じゃないかなってちょっと思ってた。人権に関する住民意識調査でアンケートが来たときに、例えば、努力をしない人が社会で面倒見るのがおかしいとか、何気なく自分で答えた後、人権の意識調査でこういうのも人権に関わるんだっていう、そのアンケートに答えた方の新しい発見になったりとか、なんて言うんでしょう、その16歳から高齢の方まで本当先ほどもおっしゃったように人権の考え方とらえ方が変わっていく。そのいろんな差がある中で、こういうことも今は人権として捉えられてるんだとか、16歳の子が社会ではこんなふうなことがあるというその新たな気づきのきっかけになるすごく答えやすいというか、気軽に丸がつけれるような部分もあるアンケート、住民意識調査だんっていうのは感じました。なのでそこまで目的とか正解に向かってとか、今回のことで求めなくてもいいんじゃないかなっていうのが私のこの感覚なんですけどどうでしょう。違いますかね。

【関戸委員】

小学校で人権擁護委員として授業しに行くんですけども、その時に子どもに意見聞いたら結構人権でぼんやりとして言葉もいろいろ難しい言葉出ないと思うんですけど、やっぱりみんなと仲良くするだとか自分がよりよく生きるっていう、大人の言葉で言うとね、そういうようなことを結構みんなしっかり意識してるのですね。人権って言葉は難しいけれども、イメージとしてぼんやりとでも自分がいいほうに行きたい、みんなと仲良くしたいっていうようなイメージは持ってるので、大人の人だったらそれプラスちょっといろいろと今までの経験とか言葉もいっぱい知ってるから、何となくでも、今先ほどおっしゃったように、この中身読んでいったらね、そういうふうに捉えられるので、いいんじゃないかなと思うんですけど、結構ね、子どもでもしっかり知ってますよね。

【内田委員】

アンケートすることで、自分の中ではこんなの当たり前やんって思ってるようなことでも、そうかちょっと意識せなあかん事なんやなっていう、そういう自然な気づきがあるので、だから、その意味もあるんじゃないかなって思います。

【伊庭副会長】

この人権意識調査というのは何やねんって聞かれたときに、これをやることによってその人権っていうことを再確認してもらうという意味があるんやでっていうことを説明したらええということですね。

【事務局】

はい。そうですね。一応その側面も当然あるところでして、行政として行う内容でいきますとこの資料7の1枚目に書いておるところなんですけれども。住民一人ひとりの意識調査というところで、太子町としては、これまで行ってきました人権施策の成果ですとか課題っていう

のを把握するということと、人権啓発活動のあり方も検討していくための資料とするというのがやはり一番の目的にあるところではございますので、一応こちらの調査もですね、一番初めに作ったときですね、前回ですと問 17 までやったかと思うんですけども、はじめの方で該当の方の属性等をお聞きしまして、中段から、人権に対する考え方ですね、そういったところを整理していくと。問 11 でしたら人権に関する知識はどれぐらい持たれてるのかどうか。最後の方で、人権侵害ですとかそういったことに対する経験を問うというところになっていきますので、そういったところをお聞きして、考え方ですとか知識とか実際の体験、そういうところを分類してお聞きするというものにはなっております。

【土屋会長】

ほか何かご意見ございませんでしょうか。

【宮前委員】

はい。補足というか、ただ今からね、なかなかこれを変えがたいと思いますけど。例えば、ここの資料 6 でせっかくこの書き下し版というか、簡単版を作られてるところの、例えば太子町のすべての人の人権が守られる社会のところ、例えば人権のところにカッコして、人が幸せに生きていくために必要なもの、のような人権の定義ではないんですけど人権ってなんだっていうあたりを少し説明をしておけば、今、伊庭副会長おっしゃったようなことも、だからそのために必要なアンケートだからよろしくね、みたいなので伝わるんじゃないかなと思いましたので、ひとつご検討いただければなと思いました。すぐく人権って難しいですね。何って言われたらね。ただ、おっしゃってるように本当にこんなこともあるんやとか、いっても 1000 人ですから、太子町の中の。どれだけの人に当たるかわからないんですけど、考える良い機会にね。私どうやったかなとか、私は人権の意識調査にあったことはないんですけど。自分の市で。機会になると思いますので、そんな補足を考えて見られてはいかがですか。

【谷口委員】

ちゃんと理念のところに人権について書いてますよね。すべての人が幸福を追求するということを書かれてるのでそこで定義していくっていう。

【土屋会長】

何か、ございませんでしょうか。

それでは次に議事の 4 番目ということで、その他、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

事務局としては案件は特に用意しておりません。何か、ご意見、ご発言等あればいただきたいと思います。

【土屋会長】

ではせっかくの機会ですので、何かご意見などございましたら、何でも、せっかくの機会ですのでぜひよろしくお願いいたします。

【松井委員】

先ほどの住民意識調査なんですけど、問6と問8のですね。当てはまる番号すべてに、すべてにのところに2か所アンダーライン、ここだけがなんか、なんぼでもマルつけることができるので、すべてにのところになんかアンダーライン。問6と問8のところに、当てはまる番号すべてに丸をつけてください、と。ほかは1か所だけだったと思うんです。ここだけが複数回丸をつけることが可能ということなので。

【土屋会長】

確かにここだけ2か所なので、もし何かできるのであればまた見直していただいて、例えばここだけちょっと強調していただくとか、ご検討いただければなと。よろしくお願いいたします。ほか、お気づきの点などございませんでしょうか。

4 閉会

【土屋会長】

ご意見ないようでしたら、終了予定時刻10分ほど過ぎておりますので、本日の審議会、これで終了させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では皆さん本日はご協力ありがとうございました。

【事務局】

次回の審議会は9月を予定しております。日程等決まりましたら、またご案内を送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。